

## 愛知県図書館運営会議開催要領

### (趣旨)

**第1条** 愛知県図書館の円滑かつ適正な運営及び事業等を協議するため、愛知県図書館運営会議（以下「運営会議」という。）を開催する。

### (協議事項等)

**第2条** 運営会議は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 愛知県図書館の運営に関すること。
- (2) 愛知県図書館の事業活動に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項

### (構成)

**第3条** 運営会議は、次の各号に掲げる者のうちから、愛知県図書館長（以下「図書館長」という。）が依頼する委員、10名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 図書館に関して専門的知識を有する者
  - (3) 図書館関係者
  - (4) 図書館運営に県民の立場から意見を述べる者
  - (5) その他図書館長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 3 運営会議に会長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 会長は運営会議を代表し、運営会議を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。ただし、会長、会長の職務を代理する委員がともに不在のときは、会長が選出されるまで、最年長委員が、会長の職務を代理する。

### (会議)

**第4条** 運営会議は、会長が招集する。

- 2 運営会議は、原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議する場合又は運営会議を公開することにより円滑な協議に著しい支障を生ずると認められる場合であって、会長が運営会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。
- 3 会議録及び会議資料は、5年間、保存するものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、運営会議の招集に代えて書面等による開催とすることができる。

### (庶務)

**第5条** 運営会議の庶務は、愛知県図書館総務課において行う。

### (雑則)

**第6条** この要領に定めるもののほか、運営会議に関し、必要な事項は別に定める。

### 附則

#### (施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

#### (図書館専門委員会開催要領の廃止)

- 2 図書館専門委員会開催要領は、令和8年3月31日に廃止する。